

平成28年8月3日

答申第722号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「退職手当引当金の計上に関して、平成14年度以前の決算書作成のために準拠した会計基準（企業会計原則等）が分かる文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、情報提供として、平成14年度以前は、企業会計審議会より公表された「退職給与引当金の設定について」の指針および「賃金の支払いの確保等に関する法律」に準拠し、国会で承認された予算の範囲内で計上していたことを説明した。

これに対して視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年8月3日（第241回審議委員会）

第735号諮問、審議、答申